

答申第 943 号

諮問第 1249 号

件名：少年補導職員等の設置の計画及びその実績が記載されている文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 1 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 請求 1 から請求 17 までについて

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 17 までに係る開示請求書にはいずれも、愛知県県民生活部社会活動推進課（当時。以下「社会活動推進課」という。）において毎年取りまとめ、公表をしている「愛知県子ども・若者施策の概要」（以下「施策の概要」という。）のうち、「子ども・若者施策と予算」（以下「施策と予算」という。）に掲載されている事業等が記載されている。

よって、請求 1 から請求 17 までに係る請求対象文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から開示請求のあった平成 26 年 1 月 9 日までの間に作成又は取得した文書のうち、「施策と予算」に掲載されている事業等に係る、少年補導職員等の設置、アートフェスタ、県立学校部活動指導、キ

キャリア教育推進、こども読書活動推進支援、あいち理数教育推進、少人数数学級の推進、武道等指導推進、運動部活動地域連携再構築、部活動専門指導員配置、体力づくり推進、総合型地域スポーツクラブ推進、学校食育推進、からだと心の健康教育推進、心の教育推進活動及び地域協働生徒指導推進事業の計画及びその実績が記載されている文書並びに栄養教諭の配置状況が分かる文書であると解した。

イ 請求 18 及び請求 19 について

請求 18 及び請求 19 に係る開示請求書にはいずれも記載内容から、社会活動推進課男女共同参画室（当時。以下「男女共同参画室」という。）が保有する行政文書が対象となると考え、男女共同参画室の職員が平成 26 年 2 月 6 日に開示請求者に確認したところ、当該開示請求は、男女共同参画室を除く社会活動推進課に対するものであるとの確認をした。

よって、請求 18 及び請求 19 に係る請求対象文書は、男女共同参画室を除く社会活動推進課が平成 24 年度から開示請求のあった平成 26 年 1 月 9 日までの間に作成又は取得した文書のうち、男女平等教育及び共同参画の浸透に向けて、家庭・地域に広げた働きかけの計画とその実績が記載されている文書並びに男女共同参画社会の理解に向けて、啓発活動の計画及びその実績が記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求 1 から請求 17 までについて

社会活動推進課が取りまとめている「施策と予算」には、当該請求内容に係る事業名等が掲載されているものの、当該事業を実施している担当課室はいずれも社会活動推進課以外の課室であり、社会活動推進課は所管していない。

また、事業に係る計画や実績については、事業を実施する課室において策定、把握すれば足りるため、この「施策の概要」をとりまとめる際に「施策の概要」の原稿以外の書類の提出は求めてはいない。

よって、社会活動推進課においては、これらの請求に係る文書を作成又は取得していない。

イ 請求 18 及び請求 19 について

男女共同参画室を除く社会活動推進課においては、男女平等教育や共同参画の浸透に関する事務や、男女共同参画社会の理解に向けた啓発活動に関する事務等は所管していない。

また、関わりがある、あるいは事業を実施していると考えられる男女共同参画室及びそれ以外の課室から、当該計画や実績に係る行政文書を取得することはない。

よって、男女共同参画室を除く社会活動推進課においては、これらの請求に係る文書を作成又は取得していない。

ウ 念のため、社会活動推進課（ただし、請求 18 及び請求 19 に係る文書については、男女共同参画室を除く。）において、本件請求対象文書について探索したが、存在しなかった。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示（不存在）とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、社会活動推進課において管理する別表の 4 欄に掲げる行政文書であると解される。ただし、当審査会において請求 18 及び請求 19 に係る本件行政文書開示請求書を確認したところ、「青少年グループにおいて保管しているものに限る」と実施機関の職員が異議申立人に確認した内容が記載されていることが認められたため、請求 18 及び請求 19 に係る文書については、社会活動推進課青少年グループが管理する文書に限るものと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求 1 から請求 17 までについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 1 から請求 17 までに係る文書については、請求対象課である社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、当該請求対象課に対し、これらの請求の内容に係る文書が請求されているものであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないものであるため社会活動推進課において作成又は取得する必要がある文書ではないという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求 18 及び請求 19 について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 18 及び請求 19 に

係る文書については、社会活動推進課青少年グループにおいて請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、当該グループが保管している文書のうち、これらの請求の内容に係る文書が請求されているものであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、男女共同参画室が所掌する事務であり、請求の対象となっている社会活動推進課青少年グループにおいて請求の内容に係る事務を所掌していないものであるため、対象となっている当該グループにおいて作成又は取得する必要がある文書ではないという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得してないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 異議申立て年月日	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
			社会活動推進課に対する開示請求 H24 年度 H25 年度
1	平成 26 年 2 月 24 日	平成 26 年 2 月 21 日 25 社活第 2840 号	少年補導職員等の設置の計画及びその実績が記載されている文書
2			アートフェスタの計画及びその実績が記載されている文書
3			県立学校部活動指導の計画及びその実績が記載されている文書
4			キャリア教育推進の計画及びその実績が記載されている文書
5			こども読書活動推進支援の計画及びその実績が記載されている文書
6			あいち理数教育推進の計画及びその実績が記載されている文書
7			少人数学級の推進の計画とその実績が記載されている文書
8			武道等指導推進の計画及びその実績が記載されている文書
9			運動部活動地域連携再構築の計画とその実績がわかる文書
10			部活動専門指導員配置の計画と実績が記載されている文書
11			体力づくり推進の計画とその実績が記載されている文書
12			総合型地域スポーツクラブ推進の計画と実績が記載されている文書
13			学校食育推進の計画と実績が記載されている文書
14			栄養教諭の配置状況がわかる文書
15			からだと心の健康教育推進の計画とその実績が記載されている文書
16			心の教育推進活動の計画とその実績が記載されている文書
17			地域協働生徒指導推進事業の計画及びその実績が記載されている文書
18			男女平等教育及び共同参画の浸透に向けて、家庭・地域に広げた働きかけの計画とその実績が記載されている文書
19			男女共同参画社会の理解に向けて、啓発活動の計画及びその実績が記載されている文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 3. 18	諮問
28. 2. 10	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 2. 17	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 25 (第489回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 5. 25 (第550回審査会)	審議
2. 7. 9 (第597回審査会)	審議
2. 8. 14	答申